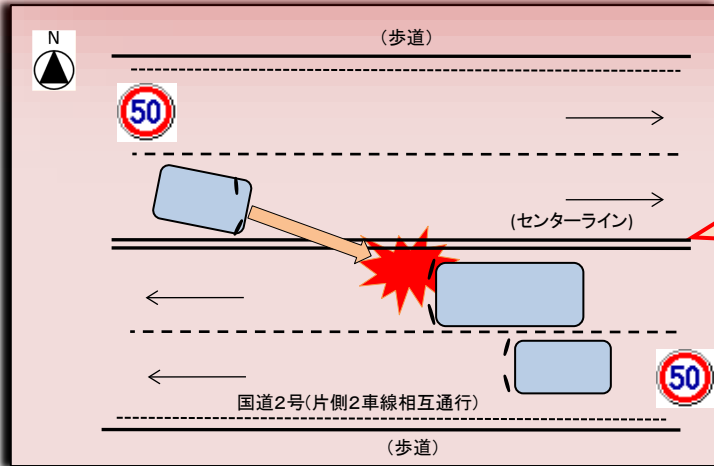


須磨区内交通死亡事故多発

～悲惨な交通事故の犠牲者を出さないために！！～



対向車線通行で2名の方が犠牲となった多重死亡事故

8月23日(金)午前6時19分頃、須磨区須磨浦通6丁目(国道2号)で軽四乗用自動車と大型貨物自動車等が衝突し2人の方が死亡



須磨警察署管内では、本年5件目の交通死亡事故が発生し7名の方が亡くなりました。昨年中は4名の方が交通事故で亡くなり、本年は既に7名の方が亡くなれば3名増加となっています。須磨区内では、多重重大交通死亡事故が連続発生しています。ドライバーのみなさん、スピード控えめに安全運転で交通事故防止に努めましょう。

要注意!



【令和元年8月末の交通事故発生状況】(速報値)

		人身事故	死者数	負傷者数
兵庫県内		14,925	76	18,015
	増減	-1,300	-16	-1,822
須磨署管内		261	7	299
	増減	+26	+3	+1

(※増減は平成30年同時期と対比)

過去10年間(平成21年～)交通事故死者数

	令和元年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
兵庫県内	76	176	192	198	179	187	182	171	152	161	152
須磨署管内	7	3	1	7	6	4	3	5	2	2	4

※本年は8月末現在(速報値)

【横断歩道は歩行者優先!!「歩行者妨害」は交通違反】

道路交通法第38条第1項(横断歩道等における歩行者等の優先)
「車両等は(中略)横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。」

反則金～大型12,000円、普通9,000円、二輪7,000円、原付6,000円
点数～2点

